

青少年課受付日	令和6年 5月 7日
放課後児童クラブ受領年月日 (※)	令和6年 4月 5日

令和6年度 平塚市放課後児童クラブ保育料減免申請書

(申請日) 令和6年 4月 5日

(提出先)

放課後児童クラブ  
(平塚市長)

(申請者)

〒 254 - 8686

住 所 平塚市浅間町9-1

赤文字部分のみ記入  
をお願いします。

ふりがな ひらつか はなこ

保護者氏名 平塚 花子

電話番号 0463-71-5950

生年月日 (昭和 平成) 2年 5月 1日

平塚市放課後児童クラブ保育料の減免について、次のとおり申請します。

(裏面の制度内容をご確認の上、ご記入ください。)

※は放課後児童クラブの記入欄

放課後児童クラブ名 (※)	ひらつか放課後児童クラブ					
児童氏名	生年月日	学年	入所月日 (※)	減免前の月額保育料 (※) (おやつ・書籍代などを除いた額)	入所申請一 覧番号 (※)	きょう だい (※)
平塚 太郎	平成 29年4月3日	1年	4月1日	12,000円	10	1人目
平塚 次郎	平成 27年6月2日	3年	4月1日	10,000円	20	2人目
	平成 年 月 日	年	月 日	円		人目
世帯状況	<input checked="" type="checkbox"/> 両親世帯 <input type="checkbox"/> 母子世帯 <input type="checkbox"/> 父子世帯 <input type="checkbox"/> その他 ( )					

【申請理由】 該当する番号に○をつけてください。

1 生活保護受給世帯であるため (条例施行規則第10条第1号、実施要綱第17条第2項第1号)

添付書類: 生活保護受給証の写し (有効期限令和6年4月1日以降のものに限る)

○下記へ世帯主の方の署名をお願いします。

2 児童の属する世帯全員が令和6年度の市民税が非課税であるため (条例施行規則第10条第2号、実施要綱第17条第2項第2号)

添付書類: 世帯全員の令和6年度市民税非課税証明書

○4月から5月に減免申請される方は、令和6年度市民税非課税証明書の発行不可のため添付の必要はありません。

○令和6年1月1日時点で平塚市在住の方は、下記に世帯主の方の署名することで、添付書類を省略することが可能です。

○令和6年1月2日以降に平塚市に転入された方は、令和6年1月1日時点で在住されていた市町村にて発行された市民税非課税証明書の提出が必要となります。

世帯全員の課税状況及び住民基本台帳の記録または、生活保護の受給状況などを確認することを承諾します。

世帯主氏名 (自署)

平塚 花子

クラブ確認欄 (※)	
職員①	職員②
山田	佐藤

# 放課後児童クラブ保育料の減免制度について

平塚市と委託契約を締結している放課後児童クラブでは、保育料の減免制度を実施しています。

## 1. 保育料減免制度対象要件（②、③はいずれかに該当）

- ①平塚市と委託契約している放課後児童クラブへ在籍し、在籍児童クラブへ減免申請書を提出していること
  - ②生活保護受給世帯であること
  - ③市民税非課税世帯（児童の属する世帯全員が市民税非課税）で、月額保育料が6,000円を超えていること
- ※月額保育料には、おやつ代、書籍代、教材費、行事費、年会費、送迎代等は含みません。

## 2. 減免額

- 生活保護受給世帯
  - ・月額保育料の全額が減免の対象となります。
- 市民税非課税世帯（児童の属する世帯全員が市民税非課税）
  - ・月額保育料の 6,000円を超えた額が減免の対象となります。

## 3. 減免対象月

減免申請書を放課後児童クラブへ提出した月（※入所した月からではありません）から当年度末分までが対象となります。

## 4. 申請書の提出先

在籍している放課後児童クラブへ提出してください。

## 5. 添付書類

生活保護受給世帯の場合	生活保護受給証の写し（有効期限令和6年4月1日以降のものに限る）
市民税非課税世帯の場合	<b>児童の属する世帯全員の市民税非課税証明書</b> ※4月から5月末までの申請時には、令和6年度の市民税非課税証明書の発行ができないため添付の必要はありません。 ※令和6年1月1日時点で平塚市に在住されていた方は、 <b>市民税非課税証明書の省略することが可能</b> です（申請書の課税状況及び住民基本台帳記録の確認同意欄に、世帯主の署名が必要です）。 ※令和6年1月2日以降に平塚市に転入された方は、令和6年1月1日時点で在住されていた市町村にて発行された市民税非課税証明書の提出が必要となります。

## 6. 提出期限

毎月月末まで（最終提出期限は、令和7年2月21日（金）となります。）

※提出した月から減免対象月となるため、ご注意ください。

※最終提出期限以降に減免の申請を希望する場合は、在籍している放課後児童クラブへご相談ください。

## 7. 結果通知

青少年課で申請内容を確認後、申請月の翌々月上旬頃に放課後児童クラブから結果通知をお渡しします。

※4～5月に申請書を提出された方は、7月下旬になります。

## 8. 問い合わせ先

平塚市青少年課青少年育成担当

平塚市浅間町9-1（平塚市役所本館1階104窓口） TEL：0463-71-5950